

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第37号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号を次のように改める。

(3) 自動車税の種別割に係る徴収金の賦課徴収に関する事項のうち、次に掲げる以外のもの

ア 法第13条の2第1項各号に該当するときの督促状の発付に関する事項

イ 法第13条の2第3項に規定する繰上徴収の告知後の徴収に関する事項

ウ 法第13条の2第3項後段に規定する納期限の変更の告知に関する事項

エ 法第15条第1項及び第2項の規定による徴収の猶予に関する事項

オ 法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に関する事項

カ 法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に関する事項

キ 法第16条の2の規定による納付の委託に関する事項

ク 法第177条の19第1項の規定による督促状発付後の徴収に関する事項

ケ 条例第7条及び規則第119条の規定により、知事に提出すべき申告書、申請書その他の書類の受理に関する事項

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

税 務 課

告示

労働委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のとおり定めます。

令和5年3月31日

長野県労働委員会

長野県労働委員会告示第1号

労働委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

長野県労働委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年長野県規則第14号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（労働委員会関係長野県個人情報保護条例施行規程の廃止）

2 労働委員会関係長野県個人情報保護条例施行規程（平成3年長野県地方労働委員会告示第1号）は、廃止する。

労働委員会事務局